平成二十二年 東京都議会会議録 第九号（第二回定例会）速報

平成二十二年六月九日（水曜日）

出席議員　百二十六名

一番　小林　健二君
二番　加藤　雅之君
三番　三宅　正彦君
四番　吉住　健一君
五番　桜井　浩之君
六番　野田かずさ君
七番　福士　敬子君
八番　土屋たかゆき君
九番　山内れい子君
十番　くりした善行君
十一番　中村ひろし君
十二番　西沢けいた君
十三番　田中　健君
十四番　関口　太一君
十五番　畔上三和子君
十六番　斉藤やすひろ君
十七番　栗林のり子君
十八番　遠藤　守君
十九番　伊藤　興一君
二十番　鈴木　章浩君
二十一番　きたしろ勝彦君
二十二番　田中たけし君
二十三番　鈴木　隆道君
二十四番　神林　茂君
二十五番　星　ひろ子君
二十六番　小山くにひこ君
二十七番　柳ヶ瀬裕文君
二十八番　淺野　克彦君
二十九番　新井ともはる君
三十番　佐藤　由美君
三十一番　たきぐち学君
三十二番　田の上いくこ君
三十三番　島田　幸成君
三十四番　しのづか元君
三十五番　大島よしえ君
三十六番　大松あきら君
三十七番　上野　和彦君
三十八番　吉倉　正美君
三十九番　松葉多美子君
四十番　早坂　義弘君
四十一番　高木　けい君
四十二番　石森たかゆき君
四十三番　高橋　信博君
四十四番　中屋　文孝君
四十五番　村上　英子君
四十七番　西崎　光子君
四十八番　滝沢　景一君
四十九番　中谷　祐二君
五十番　笹本ひさし君
五十一番　山下ようこ君
五十二番　神野　吉弘君
五十三番　鈴木　勝博君
五十四番　興津　秀憲君
五十五番　岡田眞理子君
五十六番　伊藤　ゆう君
五十七番　古館　和憲君
五十八番　かち佳代子君
五十九番　中山　信行君
六十番　高倉　良生君
六十一番　橘　正剛君
六十二番　谷村　孝彦君
六十三番　野上　純子君
六十四番　高橋かずみ君
六十五番　山加　朱美君
六十六番　山﨑　一輝君
六十七番　菅　東一君
六十八番　宇田川聡史君
六十九番　山田　忠昭君
七十番　林田　武君
七十一番　原田　大君
七十二番　佐藤　広典君
七十三番　尾崎　大介君
七十四番　松下　玲子君
七十五番　山口　拓君
七十六番　伊藤まさき君
七十七番　野上ゆきえ君
七十八番　西岡真一郎君
七十九番　今村　るか君
八十番　吉田康一郎君
八十一番　たぞえ民夫君
八十二番　清水ひで子君
八十三番　小磯　善彦君
八十四番　長橋　桂一君
八十五番　藤井　一君
八十六番　ともとし春久君
八十七番　三宅　茂樹君
八十八番　遠藤　衛君
八十九番　吉原　修君
九十番　野島　善司君
九十一番　鈴木あきまさ君
九十二番　三原まさつぐ君
九十三番　田島　和明君
九十四番　樺山たかし君
九十五番　斉藤あつし君
九十六番　泉谷つよし君
九十七番　くまき美奈子君
九十八番　大西さとる君
九十九番　増子　博樹君
百番　いのつめまさみ君
百一番　門脇ふみよし君
百二番　小沢　昌也君
百三番　花輪ともふみ君
百四番　大津　浩子君
百五番　大山とも子君
百六番　鈴木貫太郎君
百七番　東村　邦浩君
百八番　中嶋　義雄君
百九番　木内　良明君
百十番　古賀　俊昭君
百十一番　こいそ　明君
百十二番　服部ゆくお君
百十三番　川井しげお君
百十四番　吉野　利明君
百十五番　宮崎　章君
百十六番　比留間敏夫君
百十七番　相川　博君
百十八番　石毛しげる君
百十九番　大塚たかあき君
百二十番　和田　宗春君
百二十一番　山下　太郎君
百二十二番　酒井　大史君
百二十三番　大沢　昇君
百二十四番　中村　明彦君
百二十五番　馬場　裕子君
百二十六番　田中　良君
百二十七番　吉田　信夫君

欠席議員　一名

四十六　番　矢島　千秋君

出席説明員

知事　石原慎太郎君
副知事　佐藤　広君
副知事　猪瀬　直樹君
副知事　吉川　和夫君
副知事　村山　寛司君
教育長　大原　正行君
東京都技監兼市整備局長　河島　均君
知事本局長　秋山　俊行君
総務局長　中田　清己君
財務局長　安藤　立美君
警視総監　池田　克彦君
主税局長　熊野　順祥君
生活文化スポーツ局長　並木　一夫君
環境局長　有留　武司君
福祉保健局長　杉村　栄一君
産業労働局長　前田　信弘君
建設局長　村尾　公一君
港湾局長　比留間英人君
会計管理局長　新田　洋平君
交通局長　金子正一郎君
消防総監　新井　雄治君
水道局長　尾崎　勝君
下水道局長　松田　二郎君
青少年・治安対策本部長　倉田　潤君
病院経営本部長　中井　敬三君
中央卸売市場長　岡田　至君
選挙管理委員会事務局長　矢口　貴行君
人事委員会事務局長　泉本　和秀君
労働委員会事務局長　関　敏樹君
監査事務局長　三橋　昇君
収用委員会事務局長　野口　孝君

六月九日議事日程第三号

第一　第百二十号議案
東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第二　第百十六号議案
平成二十二年度東京都一般会計補正予算（第一号）

第三　第百十七号議案
都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第四　第百十八号議案
東京都組織条例の一部を改正する条例

第五　第百十九号議案
東京都都税条例の一部を改正する条例

第六　第百二十一号議案
東京都立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

第七　第百二十二号議案
東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

第八　第百二十三号議案
都立大泉高等学校・附属中学校（二十二）改築工事請負契約

第九　第百二十四号議案
東京国際展示場（二十二）会議棟改修工事請負契約

第十　第百二十五号議案
警視庁青梅警察署庁舎（二十二）改築工事請負契約

第十一　第百二十六号議案
東京国際展示場（二十二）ビル管理設備改修工事請負契約

第十二　第百二十七号議案
城山トンネル（仮称）整備工事（西―城山の五）請負契約

第十三　第百二十八号議案
中央環状品川線大井ジャンクション鋼けた製作・架設工事（その二）請負契約

第十四　第百二十九号議案
公立大学法人首都大学東京中期目標について

第十五　第百三十号議案
東京都立東京臨海広域防災公園の指定管理者の指定について

第十六　第百三十一号議案
心臓衝撃装置（自動体外式除細動器）外一種の買入れについて

第十七　第百三十二号議案
東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

第十八　第百三十三号議案
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第十九　地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分した東京都都税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

議事日程第三号追加の一

第一　東京都人事委員会委員の選任の同意について（二二財主議第七六号）

第二　東京都収用委員会委員の任命の同意について（二二財主議第七七号）

第三　東京都収用委員会委員の任命の同意について（二二財主議第七八号）

第四　東京都収用委員会予備委員の任命の同意について（二二財主議第七九号）

第五　東京都収用委員会予備委員の任命の同意について（二二財主議第八〇号）

午後一時一分開議

○議長（田中良君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（田中良君）　この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○議長（田中良君）　次に、日程の追加について申し上げます。

知事より、東京都人事委員会委員の選任の同意について外人事案件四件が提出されました。

これらを本日の日程に追加いたします。

○議長（田中良君）　昨日に引き続き質問を行います。

また平成二十年度には、それまでの学力調査の結果の分析に基づき、児童生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準でございます東京ミニマムを作成し、すべての児童生徒が義務教育終了時に身につけておくべき最低限の学力を確実に習得できるよう、各学校における学力向上の取り組みを強力に支援しているところでございます。

次に、読み解く力に関する調査についてでございます。

国や都の調査結果から、東京都の児童生徒には、長い文章を読んで内容を把握することや、情報を整理して判断することに課題があることが明らかになっております。そのため、読み解く力に関する調査は、必要な情報を読み取り、解釈しながら問題を解決する過程において、児童生徒がどの段階でどのようにつまずいているのかを明らかにすることを目的としております。

本調査は、平成二十二年十月に、小学校五年生と中学校二年生を対象に、小学校では、国語、社会、算数、理科、中学校では、国語、社会、数学、理科、外国語について悉皆で実施いたします。

また悉皆で調査を行う利点を生かしまして、児童生徒一人一人に対して個人票を返却することにより、学校と保護者が、児童生徒の学力の状況を共有しながら、一体となって学力の向上を図っていくことを支援してまいります。

さらに、都教育委員会では、各学校に対して、都全体の傾向を分析した報告書を配布することにより、一人一人の教員が児童生徒の確かな学力の向上を図るための授業改善を推進できるように支援してまいります。

次に、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成についてでございます。

新学習指導要領の理念の一つである確かな学力を育成するためには、基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させることに加え、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくむことが重要でございます。

これまで、都教育委員会では、指導資料を作成して、区市町村教育委員会及び教員を対象とした説明会などを実施し、各学校に対して、新しい教育内容の趣旨の徹底を図ってまいりました。また、各学校では、この指導資料を活用して、新学習指導要領の理解を深めるとともに、その趣旨を生かした授業改善を図るために、校内研修などを実施しております。

さらに、来年度から小学校で新学習指導要領が全面実施されることを踏まえて、今年度、都教育委員会は、児童の思考力、判断力、表現力をより一層伸長させるための実践的な指導内容や方法を開発し、実践指導事例集として取りまとめ、区市町村教育委員会や学校に提供するなどして、教員の指導力の向上を図ってまいります。

次に、親子の食育推進についてでございます。

現在、多くの小学校で、地域の伝統的な料理や地場産業を活用した料理をつくる親子料理教室の開催、親子でつくる料理のレシピを取り上げた給食だよりの発行、ＰＴＡの協力を得た調理実習など、親子が一緒に参加する食育の取り組みが進められております。

都教育委員会は、学校におけるこうしたすぐれた取り組みやその成果を、広く区市町村教育委員会や学校関係職員、ＰＴＡに周知し、情報を共有することを目的として、毎年夏に、健康づくりフォーラムを開催いたしますとともに、栄養教諭による食に関する指導研究報告書を作成し、全学校に配布しております。

また、すぐれた食育の取り組み事例を積極的に普及啓発していくとともに、栄養教諭による各学校の食育リーダーへの指導、助言を通じて、お話のように、区市町村教育委員会や学校、ＰＴＡを支援してまいります。

〔総務局長中田清己君登壇〕

○総務局長（中田清己君）　災害対策に関しまして二点のご質問にお答えします。

まず、都内区市町村の地震のＢＣＰ策定状況と課題についてでございますが、ご指摘のとおり、災害時に都民の生命、生活を守るためには、都はもとより、基礎的自治体である区市町村が、事前対策として事業継続計画、いわゆるＢＣＰを策定しておくことが極めて重要であると考えております。

都内区市町村における策定状況でございますが、この五月末時点で、策定済みが三団体、策定中が十五団体となっております。

また、ＢＣＰ策定上の課題ですが、昨年都が行いました調査によりますと、策定上の課題として、災害を担当する部局以外では、ＢＣＰの意義がまだ十分に理解されていないこと、すべての事業等を調査検討するための全庁的な取り組み体制が整っていないこと、さらに策定のための具体的なノウハウが不足していることなどが挙げられております。

次に、ＢＣＰ策定のための区市町村への働きかけについてでございますが、調査で明らかになった課題を踏まえまして、都は、本年一月に、区市町村のＢＣＰ策定を促進するため、策定の意義や全庁的な体制づくり、優先業務の選定手順などを具体的に解説しました区市町村事業継続計画策定ガイドラインを作成し、概要を説明いたしました。

また、今月六月下旬には、このガイドラインに沿いました具体的な策定手順についての説明会を複数回開催し、先進的な取り組み事例の紹介なども行い、ＢＣＰ策定への理解をさらに深めてまいります。

また、区市町村の要望や策定作業の進捗状況等に応じまして、直接に訪問して相談に応じるなど、きめ細かく対応し、区市町村が早期にＢＣＰを策定できるよう、積極的に支援してまいります。

〔建設局長村尾公一君登壇〕

○建設局長（村尾公一君）　補助第七三号線の事業の現状と今後の取り組みについてでございますが、補助第七三号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする延長約十一キロメートルの都市計画道路でございます。防災性の向上や交通の円滑化、歩行者の安全確保など、地域生活を支える基幹的な道路であります。

本路線のうち、北区赤羽西三丁目から赤羽西一丁目までの延長六百四十メートルの区間で、現道幅員約七メートルを二十メートルに拡幅する事業を実施しております。平成十四年二月に事業着手し、これまで約九割の用地を取得しております。赤羽駅寄りの二百三十メートル区間につきましては、一部街築工事を実施し、歩行者空間として既に開放するなど、事業効果の早期発現に努めております。引き続き、供用開始につながる用地の取得を重点的に進め、街築や電線共同溝などの工事を行ってまいります。

国の公共事業予算が大幅に削減されるなど、道路整備の財源は極めて厳しい状況にありますが、今後とも必要な財源の確保に努めまして、地元の理解と協力を得ながら、本事

業区間の早期完成に向けて積極的に取り組んでまいります。

○副議長（鈴木貫太郎君） この際、議事の都合により、おおむね十五分間休憩いたします。

午後五時三十八分休憩

午後五時五十六分開議

○議長（田中良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続行いたします。

三十番佐藤由美さん。

〔三十番佐藤由美君登壇〕

○三十番（佐藤由美君） 佐藤由美でございます。発言させていただきます。

まず初めに、きのう六月八日、市民運動から活動を起こしてきた菅総理のもと、新内閣が発足しました。人を不幸にする要素を最小化する社会に向け、改革が力強く進められていくものと確信しております。

先月十三日、警察庁発表によると、昨年の自殺者数は全国で三万二千八百四十五人、十二年連続で三万人を超えるという厳しい状況が続いています。

平成十八年に自殺対策基本法が制定されて取り組みが開始しているにもかかわらず、高どまりしています。うつ病など身体的な原因はもちろんですけれども、それに至るまでの自殺の要因は複合的であり、社会的な構造について注視し、改めて対策を見直すべきと考えます。

緊急雇用対策の一環として年末年始に実施した、いわゆる公設派遣村では、臨時住宅とともに、就労までに当事者が必要とする心の相談、法律相談など、生活総合相談をワンストップで実施しました。石原都知事は、元日に現場を視察した閣僚について、あの程度の行事に行くべきじゃない、私は行かないと述べました。行事として位置づける認識でよいのでしょうか。

先週四日付、都は国に対し実効性あるセーフティーネットの確立に向けた国への緊急提案を出しました。セーフティーネットが脆弱であることが浮き彫りになった今、これを立て直すことは国、自治体、双方の責務であると考えます。

就労支援、ホームレス対策、自殺対策といった視点は事業の切り口の問題であって、その人にとっては仕事がなくなれば家賃が払えなくなる、家がないから仕事も探せなくなる、人との関係も絶たざるを得なくなる、そして精神的に追い詰められ、健康を害する、多重債務を負う、一つの問題から次々に問題が派生をしていき、複合的に問題を抱えています。人が人間らしく生きるために何ができるのか、そうしたことを私たちは考えるべきではないでしょうか。

社会的に排除されずに生きていける状況、人を中心にしてセーフティーネットにかかわるさまざまな施策、事業が横断的に行われていくべきと考えますが、見解を伺います。

現在、非正規雇用は全体の三分の一にまで上がり、そして一九九〇年代以降、若年層は労働市場で安定した立場を得られない状況になっています。十五歳のときの暮らし向きが大変苦しいという極めて人生の初期の段階における不利は、当事者のそれ以降の人生を左右する大きな影響を与えています。

また、困窮するひとり親家庭では、ダブルワーク、トリプルワークをしても生活を維持していけるかどうかという、そして健康を損なう過酷な状況にあります。

ワーキングプア、その世帯は全国で一九％、六百七十五万世帯と推定されています。年間所得が三百万円以下、逆に二千万円以上の所得階層が増加する一方で、中間階層は減少しています。相対的貧困率は一五・七％であり、ジニ係数は〇・三二一と上昇しており、所得配分機能は落ちています。

この現状に対して構造的な転換を図ることが重要です。同時に、今の構造下でも、貧困層が固定化、世代間に連鎖しないように、非正規雇用から正規雇用への転換を後押しする政策が必要です。一定の生活を保障しながら必要な知識、技術を習得し、より良質な就労にアクセスできるよう支援することが重要と考えますが、都の取り組みを伺います。

また、二〇〇五年のＯＥＣＤによると、子どもの貧困率について、日本は再分配前所得における貧困率と再分配後の貧困率を比べた場合に、再分配後の方がより高くなるという逆転現象が起きています。保護者の経済状況に左右されずに、子どもの選択の幅を狭めることなく、高等教育や技能習得に向けた進学ができる体制を構築することが不可欠と考えますが、都の取り組みを伺います。

都立高校には、家庭の経済状態から負担が少ないことを理由に入学する生徒もあります。経済的な格差が受ける教育の格差につながらないために、都立高校の質の向上が不可欠と考えますが、都の取り組みを伺います。

これからの社会の担い手になる子どもたち一人一人が、社会的自立に向けて必要な基盤、能力を獲得することが必要と考えます。都の高校におけるキャリア教育を初めとする取り組みを伺います。

また、定時制高校では勤労学生が減少する一方で、中途退学や不登校経験のある生徒などがふえており、その役割が変化しています。都はチャレンジスクールを設置しましたが、中途退学や不登校経験のある生徒の多くがチャレンジスクール以外の定時制高校に入学していることから、子どもが入学したどの高校でも的確に支援を受けられるような環境を整えるべきと考えますが、都の取り組みを伺います。

次に、犯罪被害者支援について伺います。

平成十六年に犯罪被害者等基本法が制定され、翌年、犯罪被害者等基本計画が策定されました。居住の安定、保健医療サービス、福祉サービスの提供などが定められています。これらは身近な市区町村でのサービスや社会資源がなくては支援ができません。都の犯罪被害者等支援推進計画でも、市区町村は被害者等への支援にとって重要な役割を担っていることを明記しています。

しかし、その自治体の職員を東京都の早期援助団体に数カ月派遣をして、犯罪被害者の置かれる精神状況を踏まえて、総合支援窓口を設置の上、一時住宅の確保や日常家事支援などきめ細かな体制を整えている積極的な市区町村と、取り組みを開始していない市区町村とがあります。

だれしもが被害者になる可能性があります。被害を受けたことにより、社会に包まれるべき被害者がこれまで社会から孤立してきたことは、基本法にも明記されているとおりです。確実に支援につながる体制を構築しなければなりません。被害者等に対する市区町村の支援体制を底上げし、促進すべきと考えますが、都としての取り組みを伺います。

また、居住の安定を図るために、都は優遇倍率での抽せんを都営住宅にかけているとい

う形での支援をしているという形ですが、抽せんでは、まさに被害によって住まうことができない被害者の居住の安定は確保されないと考えます。

また、市町村の公営住宅だけでは住所要件があって、区をまたいで転居することは難しい状況です。都として転居費用などの経済的な支援という形も含めて、被害者の居所の安定に向けた取り組みを進めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、性犯罪被害に対する治療、カウンセリング、被害届の受理等が一カ所で行える窓口を医療機関などに設けることが望ましいですが、都の見解を伺います。

さらに、緊急避妊費用や初診料等の公費負担がありますが、このためには証拠保全の技術も必要です。被害直後に警察や支援団体から紹介される産婦人科医に行くことができる場合は格別、そうでない場合にはすべての産婦人科医が証拠保全手続などに精通していない現状で、性犯罪被害者が後から公費負担を申請しようとしても実現できない場合があります。医師に対する制度周知や技術研修が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、一人一人の参加が社会と乖離しないために、都政が社会と乖離しないために必要と考える観点から、住民自治の強化について伺います。

これまで団体自治の拡充が進められてきたところですが、地方自治権は自己決定権に由来します。今こそ積み残されてきた住民自治の強化に向けて取り組むことが必要と考えます。住民の参画を可能にするためには、情報公開から情報共有へと転換する必要があります。そして、都民の意見を施策に反映させなければなりません。

現在、計画、制度等の意思決定前における住民参画の手法は、審議会等への付議、公聴会などの実施がありますが、パブリックコメントはだれでも意見を提出できる広く開かれた手法です。現在、四十三道府県でパブリックコメント条例あるいは実施要綱が設けられています。

さて、東京都情報公開条例三十一条には、計画中間段階に係る案について公表しなければならないと定め、その留意事項に、提出された意見等を考慮するとともに、提出された意見とこれに対する考え方を公にするように努めるとしています。都のホームページでは、計画案の策定に当たり意見募集したものが幾つか見られました。しかし、各局によって期間や都民への結果対応はまちまちです。こうした現状も踏まえ、情報公開や広聴制度について、住民の参画という観点から充実強化すべきと考えますが、所見を伺います。

平成十八年四月に施行された改正行政手続法で、行政運営の適正化を趣旨として、意見公募手続を行わなければならない旨明記されています。こうした仕組みについても都には存在していません。都として行政手続条例を改正するか、もしくは行政手続条例にパブリックコメントの一般規定を盛り込んだ上で、別途パブリックコメントの手続条例を制定し、都民の参画を制度的に保障することが不可欠と考えますが、見解を伺います。

先週六月四日、新しい公共円卓会議では、支え合いと活気ある社会をつくるために、さまざまな当事者の自発的な協働の場を新しい公共とし、官が独占してきた領域を開き、公共を現代にふさわしい形で再編集し、国民が決める社会をつくると宣言しました。その実現には、公共への政府のかかわり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要としています。

現在、環境や福祉、国際協力など、多様な分野で市民活動が活発に行われています。市民団体と都の関係は行政の効率化の流れの中で、公共サービスの代理人、下請という位置づけで業務委託される傾向が強い現状があります。しかしながら、こうしたボランタリー組織は、社会のニーズにきめ細かにこたえる活動を通じて制度や政策の問題点を把握しています。都政にはこうした団体の知見が欠かせません。今こそ協働を進め、公共サービスを提供する単なる代理人ではなく、政策形成過程への参画など、都との関係の再編成が必要です。

また、こうしたＮＰＯや市民活動団体の多くは財政が厳しく、また人が常勤で活動を支え、発展させることが困難な状況です。社会に不可欠なこうした活動を支え、公共の舞台づくりを進めることが必要ですが、都の取り組みを伺います。

また、他の自治体では寄附金を活用したさまざまな財政上の支援策を講じています。都としてもＮＰＯの寄附金に対する税制優遇措置を充実させることが必要と考えますが、所見を伺います。

最後に、三件目に経済産業振興について伺います。

葛飾区では、東京理科大学を誘致し、平成二十五年四月の開学に向けて準備を進めているところです。大学は地域の拠点として、経済の活性化、まちづくり、教育と幅広い可能性が期待されているところです。

中でも、葛飾区は金属加工業など製造業を中心とする企業が集積し、東京を代表する工業集積地域です。産学連携が進み、大学の先端また独創的な研究成果と、区の中にある高い技術力を持つ中小企業が結びつくことで、共同で新製品、新技術開発などが行われるなど、産業活性化に大きく寄与することが期待されています。

現在、葛飾区では、地域産業活性化特別委員会が設置され、大学と地域との連携構築を丁寧に支援しているところですが、東京都としてこうした地域での取り組みを後押しし、一層促進させるべきと考えますが、所見を伺います。

先日、この東京理科大の研究室の一つに伺いました。この研究室では、生活支援、社会福祉を目的とした実用的ロボットシステムの開発、画像処理技術、ロボット知能の多角的な基礎研究をメーンテーマに掲げています。例えば現在数多くの高齢者が、食べ物の飲み込みが困難になる嚥下障害を抱えている中で、その嚥下障害が起きる構造を解明する研究や、身体的に喪失した機能を補う器具の考案、マッスルスーツという、介護する人の腰へかかる負担を軽減させる器具の開発などに取り組まれていました。

昨年十二月、閣議決定された新成長戦略では、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、環境エネルギー分野あるいは医療、介護分野の革新を掲げています。また、都の「十年後の東京」計画でも、東京のポテンシャルを活用した成長が見込まれ、新しい技術や発想により社会的課題の解決や豊かな都市生活を実現する産業を創造的都市型産業と位置づけ、戦略的、重点的に育成していくとしていますが、都としてこのような社会的課題の解決につながるような中小企業の研究開発や事業化への支援について、どう取り組んでいくか伺います。

最後に、我が国では資源エネルギーが乏しいことは周知のとおりです。昨今、エネルギーや金属資源などが世界的に逼迫しつつあります。我が国では、ものづくりに不可欠なレアメタル等の資源の大半を政情不安な国からの輸入に頼っています。こうした資源を安定的に調達するため、深鉱開発、リサイクル、備蓄といった施策と並んで、代替材料の開発は極めて重要です。

国際都市であり首都である東京は、産業育成はもちろんのこと、資源エネルギー安全保障も視野に入れた上で、こうした領域における技術研究開発への助成を行うことも重要なことではないかと提言を申し上げまして、私からの質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育長大原正行君登壇〕

○教育長（大原正行君）　佐藤由美議員の一般質問にお答えいたします。

まず、都立高校の質の向上についてでございます。

都立高校の生徒が自分の希望や適性などに合った教育を受け、その個性を豊かに伸ばすことができるよう、都教育委員会は都立高校改革推進計画に基づき、学校選択の拡大や入学者選抜方法の多様化を進めるとともに、中高一貫教育校やチャレンジスクールなどの新しいタイプの高校の設置、また進学指導重点校やエンカレッジスクールの指定など、特色ある学校づくりを行い、都立高校の個性化、特色化に努めてまいりました。

これにより、都立高校では大学進学実績の向上、中途退学者の減少、卒業時に進路が決定していない生徒の減少など、着実な成果があらわれています。

今後も生徒、保護者の期待にこたえる都立高校づくりが必要不可欠であることから、これまでの都立高校改革推進計画に基づく施策の成果検証を現在進めているところでありまして、その結果を踏まえ、さらなる質の向上に取り組んでまいります。

次に、キャリア教育の推進についてでございます。

生徒が将来にわたる生き方を考え、主体的に進路を選択していく能力と、望ましい勤労観や職業観を身につけることは重要でございます。

都教育委員会は、平成十八年度から、専門高校だけでなく、普通高校などすべての都立高校に対し、キャリア教育の年間指導計画を作成し、卒業生などによる進路講演会や大学への体験入学、企業におけるインターンシップ等をこの計画に位置づけるなど、教育活動全体を通じてキャリア教育に取り組むよう指導してまいりました。

また、キャリア教育の指導資料集の作成、配布及びキャリア教育実践連絡協議会やフォーラム等の実施を通して、すぐれた実践事例の普及啓発を図るなど、都立高校におけるキャリア教育の推進に努めてまいったところでございます。

次に、中途退学や不登校経験のある生徒に対する教育についてでございます。

都教育委員会は、都立高校改革推進計画に基づき、チャレンジスクール五校、チャレンジ枠を持った昼夜間定時制高校一校を設置しており、中途退学や不登校経験のある生徒、その保護者などから大きな期待が寄せられております。

また、既設の夜間定時制高校では、中途退学や不登校経験のある生徒を初め、多様な課題を抱えた生徒が在籍しておりますことから、個々の状況に応じたきめ細かな指導を実施するとともに、チャレンジスクールと同様、少人数指導による丁寧な学習指導や、三年間で卒業を可能とする取り組みなどを進めております。

今後も社会状況や都民ニーズの変化を踏まえ、夜間定時制高校においても引き続き生徒の課題に適切に対応してまいります。

〔福祉保健局長杉村栄一君登壇〕

○福祉保健局長（杉村栄一君）　二点のご質問についてお答え申し上げます。

まず、離職等により生活に困窮する方に対するセーフティーネットの横断的な取り組みについてでございますが、実効性あるセーフティーネットの確立は国の責任で実施すべきであり、これまで二度にわたり、都は国に緊急提案を行ってまいりました。国は本年五月、生活福祉・就労支援協議会を開催いたしまして、雇用部門と福祉部門の連携を図るための取り組みを始めたところであります。

都は、国に先駆けまして、平成二十年度から区市町村や福祉、就労などの関係機関と連携をした取り組みを進めており、職業訓練や必要な資金の貸し付け等を行う生活安定化総合対策を実施いたしております。今後とも国に対しまして必要な提案を行うとともに、区市町村など関係機関との一層の連携強化に努めてまいります。

次に、低所得世帯の子どもを支援する取り組みについてでございますが、都は平成二十年度からチャレンジ支援貸付事業を実施いたしまして、将来の自立に向け意欲的に取り組む子どもたちを支援いたしております。

この事業は、中学三年生、高校三年生がいる低所得世帯を対象といたしまして、学習塾等の受講料や大学等の受験料を無利子で貸し付けるものでございまして、高校、大学等に入学した場合には、その返済を免除しております。

また、今年度から中学三年生の学習塾等の受講料に係ります貸付限度額を引き上げるとともに、新たに高校受験料も対象とするなど、支援を拡充しているところでございます。

〔産業労働局長前田信弘君登壇〕

○産業労働局長（前田信弘君）　三点のご質問にお答えいたします。

まず、所得が低く不安定な生活を送る方々に対する就労支援の取り組みについてでありますが、都は平成二十年度から、低所得の状態にある方々に対し、生活費を支給しながら職業訓練を行い、安定した就職につなげる就職チャレンジ支援事業を実施しており、パートタイマーやアルバイトといった非正規雇用で働く方々などが利用していらっしゃいます。

本事業では、就職チャレンジ支援相談室においてキャリアカウンセリングを行い、一人一人の適性や希望を踏まえて、知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、就職のためのセミナーや面接会、職業紹介などの支援を行っております。事業開始から本年五月末までに相談室に登録された方は約五千二百人で、このうち職業訓練受講者は約三千六百人でございます。

このような都の先駆的な取り組みに続き、国も昨年七月から同様の緊急人材育成支援事業を開始しております。こうした取り組みにより、低所得の状態にある方々に対して、安定した就職に向け的確に支援してまいります。

次に、産学公連携への支援についてでありますが、新産業、新技術の創出につながる研

究開発を促進する上で、産学公の連携を進めることは有意義であります。

このため都は、都立産業技術研究センターに産学公連携コーディネーターを配置し、中小企業と大学による共同研究や共同開発などを推進するとともに、地域の産業特性を生かし、産学公連携などに取り組む区市町村に対しては、創造的都市型産業集積創出助成事業によりまして支援しております。今後ともこうした取り組みにより、産学公連携を促進させてまいります。

次に、社会的課題の解決につながる中小企業の研究開発等への支援についてであります。

環境、医療、福祉などの成長分野で活用の期待できる中小企業の製品開発や事業化を支援していくことは、中小企業のすぐれた力で大都市東京が抱える課題を解決することに寄与するのみならず、東京の産業の発展にもつながるものと認識しております。

このため、今年度から実施する都市課題解決のための技術戦略プログラムでは、まずは環境分野において、首都大学東京等の知見などを集約し、大都市の抱える課題の解決に資する開発テーマや目標を定めたロードマップを策定いたしまして、これに沿った中小企業の新製品、新技術の開発及び事業化を重点的に支援してまいります。

〔総務局長中田清己君登壇〕

○総務局長（中田清己君）　五点のご質問にお答えします。

まず、区市町村による犯罪被害者等支援の取り組みの促進についてでございますが、犯罪被害者等への支援が、被害者等により身近な区市町村で進められていくことは重要であると認識しております。

このため都は、従来から区市町村に対しまして、区長会や市長会の場などを通じまして、支援担当窓口の開設を強く働きかけてまいりました。この二年間で支援担当窓口を設置した区市町村は全区市町村の三分の二にまで拡大しております。

今年度は、さらに一部の区市における職員の人材育成に向けた先進的取り組みの事例など、具体的な支援のためのノウハウや情報を提供するため、全区市町村で構成します東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会を設置し、すべての区市町村で犯罪被害者等に対する支援を受けられるよう努力してまいります。

次に、犯罪被害者等のための居住支援についてでございますが、自宅が犯罪事件の現場となったことなどによりまして、転居を余儀なくされた犯罪被害者等に対しまして、一時的な居住先の確保などの支援は大変重要であると考えております。

都では、犯罪被害者等の被害直後における早期立ち直りのため、一時居所の提供を行うほか、長期的な支援として都営住宅の入居において優遇抽せんを行っておりますが、今後はさらに区市町村が管理する公営住宅の提供につきまして、都から区市町村に協力を求めるなど、より一層安定的な住居の確保に努めてまいります。

なお、転居費用等の経済的支援についてでございますが、都における既存の生活資金の貸付制度や、他の支援機関によるさまざまな貸付制度があり、今後ともこうした制度に関する情報の提供に努めてまいります。

次に、性犯罪被害者の支援のための窓口についてでございますが、性犯罪被害者を対象とする窓口を設置することは、利用者が性犯罪被害者と特定されるおそれがあるなど、プライバシー保護等の観点から慎重に対応すべきであると認識しております。

現在、都は医療機関や警察などからの連絡を受けまして、都の総合相談窓口を設置している社団法人被害者支援都民センターの相談員が被害者に付き添うなどの対応を行っております。

都としては、性犯罪被害者に対する支援をより充実させるため、窓口のあり方を含め、引き続き関係機関と協議してまいります。

次に、性犯罪被害者に対する支援に関する医療関係者への啓発等についてでございますが、医療関係者が、犯罪被害者等が置かれている状況を正しく理解し、早期に被害から回復するための支援の取り組みを進めることは重要でございます。

都はこれまでも、犯罪被害者等支援に対する知識の付与や具体的な対応方法等を記載した医療機関向け犯罪被害者支援マニュアルを作成し、医療機関へ配布してまいりました。

今後も関係機関や団体等と協議し、医療関係者に対するより一層の啓発に取り組むとともに、事件の捜査や医療費の公費負担に必要な証拠保全等に関する技術的向上策、こういったことに関しましても検討してまいります。

最後に、行政手続法に基づくパブリックコメントについてでございますが、この制度は行政機関が規則等を定めようとする際、事前に広く住民から意見を募り、その意見を考慮することで行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てるものでございます。

地方公共団体における制度化につきましては、行政手続法でいわゆる努力義務とされておりまして、直接適用されるものではございませんが、対象となる規則、審査基準、処分基準、行政指導指針の現状を十分把握した上で、今後検討すべき課題の一つと考えております。

〔生活文化スポーツ局長並木一夫君登壇〕

○生活文化スポーツ局長（並木一夫君）　二点のご質問にお答えいたします。

初めに、情報公開や広聴制度についてでございますが、都は都民に対する説明責任を果たし、公正で透明な行政を目指すため、公文書の開示や都政情報の公表、提供を通じて情報公開を推進し、都民による都政への参加を進めております。

また、広聴事業では、広く都政全般について都民から寄せられた幅広い意見、要望を集約し、施策へ反映しております。今後とも、都政情報の公表や提供のほか、都民生活や都政の課題に関する世論調査、迅速に実施できるインターネット都政モニターによる意見聴取など、情報公開や広聴事業の充実に取り組んでまいります。

次に、行政と市民活動との協働の推進でございますが、都は、行政とNPO法人との協働、市民の参加の促進を図る観点から、都のホームページで都や区市町村における協働の状況、NPO法人の概要や活動などの情報を提供するとともに、毎年、都や区市町村の職員を対象に協働に関する公開講座を実施しております。

また、東京ボランティア・市民活動センターにおきまして、市民や活動団体に対する相談、ボランティアリーダーの育成を行っております。今後とも情報提供や人材の育成などに努め、多様な市民団体との協働を着実に推進し

てまいります。

〔主税局長熊野順祥君登壇〕

○主税局長（熊野順祥君）　ＮＰＯへの寄附金に対する税制優遇措置についてお答え申し上げます。

ＮＰＯ法人のうち、国税庁が一定の要件のもとで認定する、いわゆる認定ＮＰＯ法人への寄附金につきましては、所得税等の税制優遇措置が講じられておりますが、その認定数は、全ＮＰＯ法人約四万団体に対し、百数十団体にとどまっております。このため現在、政府税制調査会におきまして、認定基準の見直しなど、ＮＰＯ法人への寄附金に対する税制優遇措置の拡充が検討されております。

ただ、申し上げるまでもなく、一口にＮＰＯ法人といっても、その活動内容は千差万別であり、行政との協働が可能であるものからそうでないものまで、さまざまな団体が存在することから、都といたしましては、過度な要件緩和を行うことは、税の公平性や他の公益法人等とのバランスを損なうおそれがあるなど、幾つかの課題があると考えております。今後、国における検討状況やこれらの課題を踏まえ、適切に対応してまいります。

○議長（田中良君）　三番三宅正彦君。

〔三番三宅正彦君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○三番（三宅正彦君）　島しょ地域について、都はこれまで港湾施設等のインフラ整備のみならず、島民生活の安定や福祉の向上を図るためにさまざまな事業を展開し、成果を上げてきました。しかし、離島という厳しい環境のもと、各分野にわたり課題は残されていますので、質問をいたします。

初めに、島しょ医療について伺います。

私は補欠選挙当選後、各島を回り、医療についてつぶさに見てまいりました。例えば八丈島の町立八丈病院は、離島という特殊な立地条件の中で、産婦人科、小児科、救急医療等の不採算部門の診療など、島民の多様な医療需要にこたえるべく医療を提供しているところですが、病院経営は非常に厳しい状況にあります。また、地理的条件などにより医師確保も難しい状況であるため、都による財政援助や人材確保のための支援を改めて強く感じたところです。

島しょ町村は、町立病院や国保診療所を設置し、島民の期待にこたえておりますが、施設や医療スタッフの確保、高額化する医療機器の整備などの面で多くの困難な問題を抱えているのが実情であり、島しょ町村の脆弱な財政力では解決が困難となっております。

都は、財政支援や自治医科大学卒業医師の継続的な派遣など、島しょ医療の充実に努められてきたことは十分承知しております。それでも、入院を必要とする医療や専門医療など、島しょ地域では対応できない医療については、本土に行き、入院や診療を受けることを余儀なくされています。急を要する場合は、私も経験いたしましたが、消防庁や海上自衛隊のヘリコプターなどで救急搬送されることもあります。

昨年四月、知事は自衛隊による島しょの救急患者の搬送が昭和三十二年から平成二十年十一月までに千五百回に達したことから感謝状を贈呈されたと聞いております。こうした都を初めとする関係機関の取り組みもあって、島民は生活の中の安心を確保しているのであります。

私は、島しょ選出の議員として、地域の医療の安定的な確保のために、今後とも引き続き都による財政援助と医師確保を中心とした島しょ医療の充実に努められることを強く望むところであります。

石原知事は、島の振興に並々ならぬ力を注いでおられますが、島しょ地域の医療振興について、改めて基本的な認識をお聞かせいただきたいと思います。

次に、島しょ地域の交通基盤について伺います。

昨今、公共事業の見直しが叫ばれ、一部の道路やダムについては事業が中止される例も見られます。しかし、事業の必要性などを厳格に検証すべきことは当然ではありますが、国民生活のために不可欠なインフラ整備は、不断に進めていかなければならないと思います。

島しょの港湾も、厳しい自然条件の中で暮らしている島民の生活を支える、なくてはならない島の生命線ともいうべきインフラであります。今日まで計画的な整備が進められてきましたが、いまだに生活物資を運ぶ定期船が欠航になり、生鮮食品等が不足することもあります。複数の港がある三宅島や八丈島でさえ、年間三十日以上も定期航路が欠航となるのが現状です。島の方々にお会いしても、もっと風や波に強い港湾にしてほしいという切実な声が聞こえてきます。

公共事業削減の風潮の中で、港湾の整備が進まなくなるのではないかと島の方々も不安を感じておられますが、定期船の就航率を向上させるため、今後とも計画的に整備を進めていく必要があると考えます。そこで、まず島しょにおける船の就航率向上に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、先日私は新島港船客待合所の完成式典に出席しましたが、そこでは待ち望んでいた施設の完成に対する島の方々の大きな喜びを感じることができました。島の住民にとって、船客待合所は最も親しみを感じる公共施設であり、島の顔として特別な重みを持った施設であるとともに、島への第一歩を踏み出す観光客にとっても、島の生きた観光情報などを入手できる観光の拠点となるべき施設であります。整備の仕方、利用の仕方を工夫することで、にぎわいの中心として島の発展にも大きく貢献することが期待できます。

しかし、現在各島にある船客待合所は老朽化が進んでいるものや、多目的な利用にこたえられないものもあります。今後、船客待合所の建てかえに当たっては、観光やにぎわいづくりの拠点となるよう、地元の声や島の特色を生かしながら機能の充実を図るべきと考えますが、所見を伺います。

島しょ地域の交通機関の中でも、航空路線は島民や観光客にとって高速アクセス手段として貴重な足であります。三宅島では、平成二十年四月に定期航空路線の一日一往復の運航が再開されましたが、その就航率は想定されていた約六〇％を大きく下回っています。私も何度も三宅島には行っていますが、一度も乗ることができず、残念な思いをしています。

火山ガスは放出量が減少したとはいえ、現在も噴出し続けています。安全を最優先にすることは当然のことではありますが、復興にかける三宅島の方々の気持ちを考えれば、就航率を向上させることが最重要の課題であります。そこで、三宅島航空路線の就航率の向上に向けた都のこれまでの取り組みと今後の進め方について伺います。

なお、島しょ地域の海上交通については、現在就航している船舶の更新も大きな課題で